

参加資格審査に関する検討について（案）

参加資格の充足に関し公正性・透明性への明確な説明責任は、非常に重要と考えます。

参加企業の重複における禁止事項については、重複における禁止事項及び重複した全ての応募者が失格になるというルールをプロポーザル説明書に明確に記載し、さらに提出書類作成要領に図表等を用いて、わかりやすく明記します。

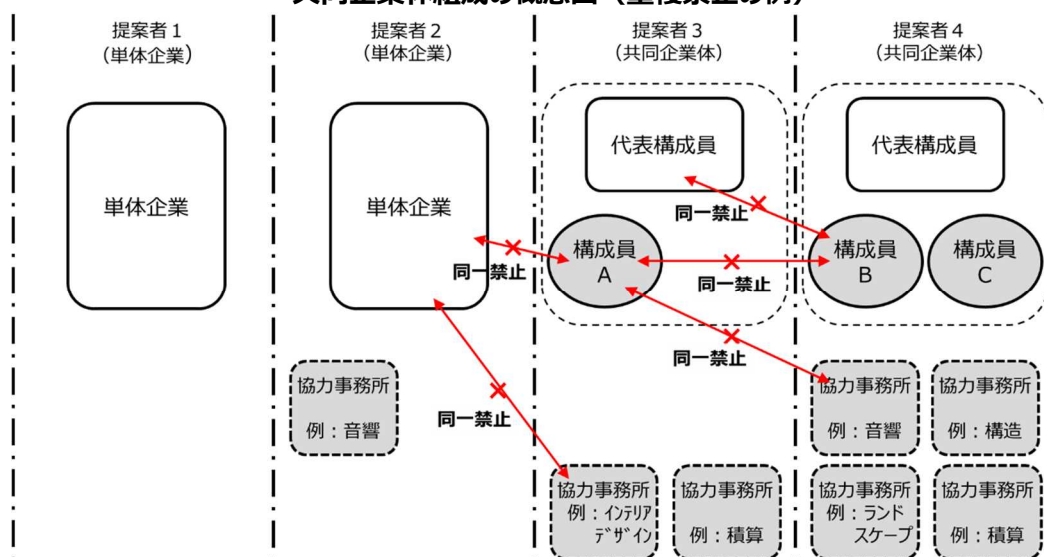
重複が認められた場合には、「公平性・透明性」の視点より、規定により該当した全ての応募者を失格とすることが、望ましいと考えます。

なお、参加表明書の提出時に重複が認められた応募者に対し、事務局から一次提案書提出までには是正して応募すること、是正されない場合は全ての応募者が失格となることを、注意喚起の文章として付加し、通知します。

1. 応募者の重複における禁止要件（プロポーザル説明書への記載例）

- 1) 応募者が単体企業である場合、他の応募者の設計 J V の代表構成員を含む構成員となることはできない。
 - 2) 応募者が設計 J V である場合、その構成員は他の応募者である設計 J V の代表構成員を含む構成員となることはできない。
 - 3) 応募者が業務を再委託する協力事務所は、他の応募者の単体企業、及び設計 J V の代表構成員を含む構成員となることはできない。
 - 4) 応募者（単体企業・設計 J V）が提出できる応募案は 1 点のみとする。
（管理技術者を別々にしても不可）
 - 5) J V 構成員には、参加資格として求めているいずれかの配置技術者が所属すること。
- ※業務を再委託した協力事務所が、他の応募者の協力事務所となることは制限しない。

共同企業体組成の概念図（重複禁止の例）



2. 応募書類における協力事務所の押印について

共同企業体組成の概念図の「構成員（提案者 3）」と「協力事務所（提案者 4）」が重複するケースのように、協力事務所（再委託）への依頼が不明確であった等により、不要な重複による失格が発生することを避けるため、提出様式において協力事務所にも代表者の押印を求めるとします。

3.代表構成員、構成員、協力事務所等の重複が確認される可能性があるタイミング

① 参加表明書受領後の参加資格審査時

この時点では、協力事務所の記載を求めていること、一次応募書類までに設計 J V の構成員の追加がある可能性を含んでいることから、単体企業及び設計 J V 構成員の重複のみを事務局にて確認し、仮に重複していた場合は、一次審査書類提出までに是正して応募することを事務局から該当の応募者に書面にて通知します。

② 一次審査応募書類受領後の設計 JV 構成員、協力事務所等の登録確認時

一次提案審査書類において、上記の禁止要件の重複が認められた場合、該当する全ての応募者を失格とします。

(※郵送も可としているため、「受付が最も早い応募者を残す」という指標では、公正性が担保出来ない)

- 審査委員会の日程は確定しており、いずれのタイミングにおいても、事務局が企業資格審査（参加資格の確認）を行い、委員長へ確認することを原則とします。

4.支店別の応募について

規模の大きな設計事務所の場合、例えば東京事務所と大阪事務所で別々に一級建築士事務所登録をしている場合も考えられます。

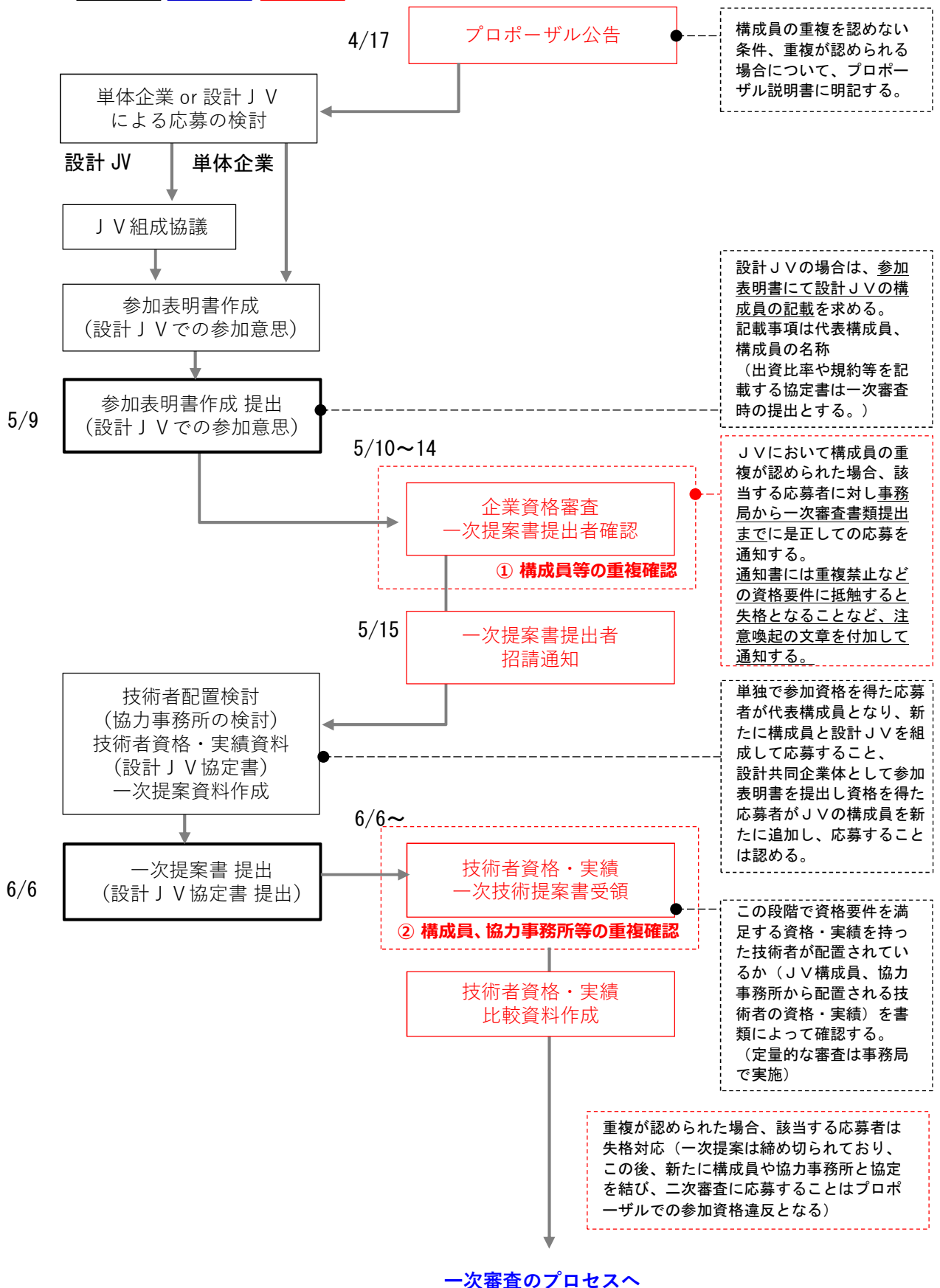
この場合の単体企業や J V 構成員としての重複を認めるかを明確にする必要があります。

支店別に一級建築士事務所登録があった場合でも、事業法人が同一法人格の場合、重複参加は不可とすることが参加資格の統一性との齟齬がないと考えます。（プロポーザル説明書に記載）

5.最優秀者決定後の協力事務所の組成について

最優秀者に選ばれなかった応募者（代表構成員、構成員、協力事務所）が、最優秀者の設計契約において協力事務所として加わることは妨げないものとします。

凡例： 応募者 審査委員 事務局



以上